明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五八）　一
〔告　示〕
○津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件の一部を改正する件（国土交通七〇七）　九
○環境基本計画を変更した件（環境九八）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　七

省令

○国土交通省令第五十八号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の一部の施行に伴い、並びに津波防災地域づくりに関する法律及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定に基づき、津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第一条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　津波浸水想定の設定等（第一条）
第二章　推進計画区域における特別の措置
第一節　土地区画整理事業に関する特例（第二条―第五条）
第二節　津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第六条）
第三節　集団移転促進事業に関する特例（第七条）
第三章　津波防護施設等
第一節　津波防護施設の管理（第八条―第二十条）
第二節　津波防護施設に関する費用（第二十一条・第二十二条）
第三節　指定津波防護施設（第二十三条―第二十七条）
第四章　津波災害警戒区域（第二十八条―第三十二条）
第五章　津波災害特別警戒区域（第三十三条―第六十一条）
第六章　雑則（第六十二条）
附則

第一章　津波浸水想定の設定等

第一条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　推進計画区域における特別の措置

第一節　土地区画整理事業に関する特例

第五条の次に次の節名を付する。

第二節　津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

第六条の次に次の節名を付する。

第三節　集団移転促進事業に関する特例

第七条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章　津波防護施設等

第一節　津波防護施設の管理

第二十条の次に次の節名を付する。

第二節　津波防護施設に関する費用

第二十二条の次に次の節名を付する。

第三節　指定津波防護施設

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告